

<新型コロナウイルス感染症に関連する支援策>

	資金繰り	給付金等	税制措置	設備投資・販路開拓
国 ↓	<p>■新型コロナウイルス感染症特別貸付 【対象】最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した事業者等 【貸付利率】3年間基準金利▲0.9% ※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施 【融資限度額（別枠）】中小企業3億円、国民事業6,000万円 【利下げ限度額】中小企業1億円、国民事業3,000万円 ※利子補給上限金額は3,000万円 【据置期間】5年以内 【お問合せ先】日本政策金融公庫 0120-154-505</p> <p>■衛生環境激変対策特別貸付 【対象】最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して10%以上減少しているが、中長期的に業況が回復することが見込まれる生活衛生関係営業を営む方 【貸付利率】基準金利1.91% ※振興計画認定を受けた生活衛生同業組合の方：▲0.9% 要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施 【融資限度額（別枠）】1,000万円 ※旅行業は3,000万円 ※利子補給上限金額は3,000万円 【据置期間】2年以内 【お問合せ先】日本政策金融公庫 0120-154-505</p> <p>■商工中金による危機対応融資 【対象】最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した事業者等 【貸付利率】3年間基準金利▲0.9% ※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施 【融資限度額】3億円 【利下げ限度額】1億円 【据置期間】5年以内 【お問合せ先】商工組合中央金庫 0120-542-711</p> <p>■個人向け緊急小口資金 【対象】収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯、個人事業主 【貸付利率】無利子（3～5営業日程度で借入可能） 【貸付上限】学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 ※その他の場合、10万円以内 【据置期間】1年以内 【お問合せ先】お住まいの市町村社会福祉協議会</p>	<p><事業主> ■持続化給付金 【対象】売上が前年同月比で50%以上減少している方 【給付額】法人200万円以内、個人事業主100万円以内 【お問合せ先】持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 03-6831-0613 申請ホームページ https://www.jizokuka-kyufu.jp/</p> <p>■雇用調整助成金 【対象】新型コロナウイルス感染症の影響により労働者に対して一時的に休業等を行い、雇用維持を図る事業主 【助成額】中小企業：休業手当×4/5、大企業：休業手当×2/3 （解雇等を行わない場合、中小企業：休業手当×9/10、大企業：休業手当×3/4）※上限8,330円/人・日 【お問合せ先】雇用調整助成金相談コールセンター 0120-60-3999 長野労働局 026-226-0866</p> <p>■小学校休業等対応助成金 【対象】小学校等の休業に伴い、子供の世話が必要となった労働者に対し、年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた事業主 【助成額】休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※上限8,330円/人・日 【お問合せ先】学校等休業助成金相談コールセンター 0120-60-3999</p> <p><個人> ■小学校休業等対応支援金 【対象】小学校等の休業に伴い、子供の世話が必要となった委託を受けて仕事をする個人 【助成額】4,100円/日 ※就業できなかった日 【お問合せ先】学校等休業支援金相談コールセンター 0120-60-3999</p> <p>■特別定額給付金 【対象】給付対象者は、令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている者 【給付額】給付対象者1人につき10万円 【お問合せ先】特別定額給付金コールセンター0120-260020 お住まいの市町村役場</p>	<p>■納税猶予<証紙徴収を除く全税目> 【対象】令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、かつ一時に納付し又は納入を行うことが困難な事業者 【措置内容】令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する、ほぼすべての県税（証紙徴収を除く）について、1年間徴収猶予（無担保かつ延滞料免除）</p> <p>■欠損金繰戻しによる還付<法人税> 【対象】令和2年2月から令和4年1月までの事業年度に欠損金が生じた中堅企業（資本金1億円超10億円以下） 【措置内容】対象範囲を中堅企業にまで拡大</p> <p>■中小事業者等の事業用資産に係る軽減<固定資産税・都市計画税> 【対象】令和2年2月から10月までの3か月間の売上が前年同期比30%以上減少した事業者 【措置内容】令和3年分の固定資産税等を軽減（売上30～50%減：1/2軽減、売上50%以上減：全額軽減）</p> <p>■中小事業者等の生産性革命に向けた設備等<固定資産税> 【対象】生産性の向上に向けた一定の資産を新規に取得した事業者 【措置内容】軽減対象資産に一定の事業用家屋と構築物を追加した上で、適用期限を2年延長（取得後3年間、0以上1/2以下で市町村の条例に定める割合により軽減）</p> <p>■中小事業者等のテレワーク設備等<法人税・所得税> 【対象】テレワーク等のための設備投資を行う事業者 【措置内容】投資費用について即時償却による損金算入又は法人税額から税額控除</p> <p>■払戻し放棄に伴う寄附金控除<所得税・住民税> 【対象】各種中止イベントのチケット払戻請求権を放棄した者 【措置内容】チケット購入金額を寄附金扱いとし控除対象</p> <p>■自動車税環境性能割の軽減延長<自動車税・軽自動車税> 【対象】自動車取得者 【措置内容】税率1%軽減対象となる取得期限を令和3年3月31日まで延長</p> <p>■住宅ローン控除適用の弾力化<所得税・住民税> 【対象】消費税増税後に住宅を購入した者のうち感染症の影響で令和2年12月までに入居できない者 【措置内容】控除期間の特例を受けるための入居期限を1年延長</p> <p>■耐震改修住宅の特例の弾力化<不動産取得税> 【対象】耐震基準不適合の住宅を取得後に耐震改修した者のうち感染症の影響で取得後6月以内に入居できない者 【措置内容】要件を耐震改修工事終了後6月以内の入居に緩和</p> <p>■消費税の課税事業者選択適用<消費税> 【対象】令和2年2月から令和3年1月までの期間に前年同期比概ね50%以上売上が減少した者 【措置内容】通常は課税期間前に行う課税事業者か免税事業者の選択変更を課税期間中も承認</p> <p>■特別貸付に係る非課税措置<印紙税> 【対象】感染症により経営に影響を受け、公的金融機関から通常より有利な条件で借入れを行う事業者 【措置内容】契約書作成に必要な印紙税を非課税 【上記のお問合せ先】最寄りの税務署、県税事務所、市町村役場</p>	<p>■ものづくり・商業・サービス補助金 【対象】新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を行う中小企業、小規模事業者等 【補助額】1,000万円 【補助率】中小企業2/3、小規模事業者2/3 【お問合せ先】ものづくり補助金事務局 050-8880-4053 ※新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、コールセンターの体制を大幅に縮小。そのため、照会については、原則電子メールにて対応。 公募要領に関するお問合わせ： monohojo@pasona.co.jp 電子申請システムの操作に関するお問合わせ： monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp</p> <p>■持続化補助金（一般型） 【対象】販路開拓をはかる小規模事業者等 【補助額】50万円 【補助率】2/3 【お問合せ先】全国商工会連合会 03-6670-2540 日本商工会議所 03-6447-2389 お近くの商工会議所・商工会</p> <p>■持続化補助金（コロナ特別対応型） 【対象】販路開拓をはかる小規模事業者等 【補助額】100万円 【補助率】2/3 【お問合せ先】中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036 中小企業基盤整備機構 03-6459-0866 お近くの商工会議所・商工会</p> <p>■IT導入補助 【対象】ITツール導入による業務効率化（テレワーク等）をはかる中小企業・小規模事業者等 【補助額】30～450万円 【補助率】2/3 【お問合せ先】一般社団法人サービスデザイン推進協議会 0570-666-424 ※新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、コールセンター休止中。 問い合わせフォームにてご案内。 https://it-hojo.secure.force.com/QuestionForm/QuestionForm_R1_Page</p>
県 ↓	<p>■長野県新型コロナウイルス感染症対応資金 【対象】売上高が前年同月比5%以上減少した事業者等 【貸付利率】年1.3%又は年1.6% ※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施 【融資限度額】3,000万円（設備資金と運転資金の合計） 【据置期間】5年以内 【お問合せ先】県内金融機関 長野県産業労働部 026-235-7200</p> <p>■経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策） 【対象】売上高が前年同月比15%以上減少した事業者等 【貸付利率】年0.8% 【融資限度額】（設備）6,000万円（運転）8,000万円 【据置期間】2年以内 【お問合せ先】県内金融機関 長野県産業労働部 026-235-7200</p>	<p>■県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金 【対象】特措法第24条第9項に基づく県からの要請に協力して施設の使用停止（休業）等を行った事業主 【協力金額】1事業者当たり30万円[1回限り] 【お問合せ先】施設の使用停止（休業）の要請に係る電話相談窓口 026-235-7945</p>		<p>■飲食・宿泊業クラウドファンディング活用応援 【対象】飲食・宿泊業者等 【概要】クラウドファンディングを活用して食事券等を販売する仕組みを構築する団体に対し補助 【補助内容】クラウドファンディング手数料相当額を補助（上限：調達額（目標1億円）の30%）</p> <p>■飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援 【対象】飲食・宿泊業者等 【概要】事業の多角化等新たな取組を行う事業者グループに対し、アドバイザーによる支援やオンライン講座を提供するとともに、事業の多角化等新たな取組に係る導入経費を補助 【補助内容】グループが行う事業の多角化等に係る経費の補助（上限：300万円、補助率：ハード事業9/10、ソフト事業10/10）</p> <p>■お宅に届く信州名産品“信州ふるさと割” 【概要】インターネット通販「NAGANOマルシェ」で県産品を紹介し、3割引で販売することで県内外での販売を促進 ※割引額は県が助成。販売する県産品は県内企業から募集予定。 【上記のお問合せ先】長野県営業局 026-235-7248</p>